1. 社債等に関する業務規程(平成 15年1月 10日通知)

(下線部分変更)

新

(業務の取扱時間)

第3条 (略)

2 機構は、必要があると認める場合には、 業務の取扱時間を臨時に変更することが できる。この場合において、機構は、あら かじめその旨を発行者(発行代理人及び支 払代理人が選任されている場合には発行 代理人及び支払代理人。以下この<u>節</u>におい て同じ。)、機構加入者、資金決済会社、 日銀ネット資金決済会社及び受託会社に 通知する。

(機構からの通知方法等)

- 第6条 次に掲げる通知その他の行為(以下 この条において「通知等」という。)は、 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する 方法その他の情報通信の技術を利用する 方法をいう。)であって、規則で定めるも のにより行う。
 - (1) 機構が、この規程又は規則で定めるところにより、発行者、発行代理人、支払代理人、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社又は受託会社に対して行う通知等
 - (2) 機構が、この規程又は規則で定めると ころにより、間接口座管理機関に対して 行う通知等
 - (3) 発行者、発行代理人、支払代理人、機 構加入者<u>又は</u>受託会社が、この規程又は 規則で定めるところにより、機構に対し て行う通知等
 - (4) 間接口座管理機関、資金決済会社又は

(業務の取扱時間)第3条 (略)

2 機構は、必要があると認める場合には、 業務の取扱時間を臨時に変更することが できる。この場合において、機構は、あら かじめその旨を発行者(発行代理人及び支 払代理人が選任されている場合には発行 代理人及び支払代理人。以下この童におい て同じ。)、機構加入者、資金決済会社、 日銀ネット資金決済会社及び受託会社に 通知する。

IΗ

(機構からの通知方法等)

- 第6条 次に掲げる通知その他の行為(以下 この条において「通知等」という。)は、 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する 方法その他の情報通信の技術を利用する 方法をいう。)であって、規則で定めるも のにより行う。
 - (1) 機構が、この規程又は規則で定めるところにより、発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対して行う通知等

(新設)

(2) 発行者、機構加入者<u>及び</u>受託会社が、 この規程又は規則で定めるところにより、機構に対して行う通知等

(新設)

日銀ネット資金決済会社が、この規程又 は規則で定めるところにより、機構に対 して行う通知等

(削る)

2 前項第 1 号<u>及び第 2 号</u>に掲げる通知等は、この規程及び規則に別段の定めがある場合を除き、同項の規則で定めるところにより通知等を行った日に相手方に到達したものとして取り扱う。

<u>3</u> (略)

(発行者)

第12条 (略)

2~5 (略)

6 投資信託受益権の発行者は、投資運用業 (金融商品取引法第28条第4項に規定す る投資運用業をいう。)の継続が困難とな る事由が発生した場合には、直ちに、機構 に対し、その旨を<u>規則で定める方法</u>により 届け出なければならない。

- 2 機構が、この規程及び規則で定めるところにより、発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社又は受託会社に対して行う通知等は、この規程及び規則で特に定める場合を除き、次の各号に掲げる通知等の区分に従い、当該各号に定める者に対して行う。
 - (1) 短期社債等に係る通知等短期社債等の発行者、機構加入者及び資金決済会社
 - (2) 一般債に係る通知等一般債の発行者、機構加入者及び資金決済会社
 - (3) 投資信託受益権に係る通知等 投資信託受益権の発行者、機構加入者、 日銀ネット資金決済会社及び受託会社
- 3 第1項第1号に掲げる通知等は、この規程及び規則に別段の定めがある場合を除き、同項の規則で定めるところにより通知等を行った日に相手方に到達したものとして取り扱う。

<u>4</u> (略)

(発行者)

第12条 (略)

2~5 (略)

6 投資信託受益権の発行者は、投資運用業 (金融商品取引法第28条第4項に規定す る投資運用業をいう。)の継続が困難とな る事由が発生した場合には、直ちに、機構 に対し、その旨を<u>書面</u>により届け出なけれ ばならない。 (間接口座管理機関の承認)

第27条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 第1項に規定する申請者の上位機関と なる者は、当該申請者が間接口座管理機関 になることについて、機構に対し規則で定 める方法により届け出なければならない。
- 5 機構は、間接口座管理機関に係る承認を 行う場合には、当該間接口座管理機関及び 当該間接口座管理機関のすべての上位機 関(機構を除く。)に対し、その承認の日 を通知する。

<u>6</u> (略)

7 (略)

8 (略)

(決済方式の区分)

第44条 (略)

2 前項に規定する区分において、次に掲げ る事項のすべてに該当する場合は、DVP 決済の指定をすることができる。

(1)~(3) (略)

(決済方式の区分)

第58条の9 (略)

2 前項に規定する区分において、次に掲げ る事項の<u>すべて</u>に該当する場合は、DVP 決済の指定をすることができる。

(1)~(3) (略)

3 (略)

(決済方式の区分)

第58条の16 (略)

2 前項に規定する区分において、次に掲げ 2 前項に規定する区分において、次に掲げ

(間接口座管理機関の承認)

第27条 (略)

2 · 3 (略)

(新設)

4 機構は、間接口座管理機関に係る承認を 行う場合には、当該間接口座管理機関に対 し、その承認の日を通知する。

<u>5</u> (略)

<u>6</u> (略)

7 (略)

(決済方式の区分)

第44条 (略)

2 前項に規定する区分において、次に掲げ る事項の全てに該当する場合は、DVP決 済の指定をすることができる。

(1)~(3) (略)

(決済方式の区分)

第58条の9 (略)

2 前項に規定する区分において、次に掲げ る事項の全てに該当する場合は、DVP決 済の指定をすることができる。

(1)~(3) (略)

3 (略)

(決済方式の区分)

第58条の16 (略)

る事項のすべてに該当する場合は、DVP │ る事項の全てに該当する場合は、DVP決

決済の指定をすることができる。

(1)~(3) (略)

(信託の併合に係る発行者からの通知)

第58条の58 投資信託受益権の発行者は、 投資信託受益権に係る信託の併合を行う 場合には、次に掲げる事項を、機構に対し 規則で定める方法により通知しなければ ならない。

(1)~(4) (略)

2 · 3 (略)

(投資信託受益権の分割に係る発行者から の通知)

第58条の61 (略)

2 前項の通知は、分割の日の2週間前まで に、<u>規則で定める方法</u>により行わなければ ならない。

3~5 (略)

(投資信託受益権の併合に係る発行者から の通知)

第58条の66 (略)

2 前項の通知は、併合の日の2週間前まで に、<u>規則で定める方法</u>により行わなければ ならない。

3~5 (略)

(証明書の取扱い等)

第 68 条の 2 加入者は、法第 86 条第 3 項 法 第 115 条、第 117 条、第 118 条及び<u>第</u> 124 条において準用する場合を含む。)本文の 規定により、その直近上位機関に対し、当 該直近上位機関が備える振替口座簿の自 己口に記録又は記載されている短期社債 等又は一般債について法第 68 条第 3 項各 済の指定をすることができる。

(1)~(3) (略)

(信託の併合に係る発行者からの通知)

第58条の58 投資信託受益権の発行者は、 投資信託受益権に係る信託の併合を行う 場合には、次に掲げる事項を、機構に対し 書面により通知しなければならない。

(1)~(4) (略)

2 · 3 (略)

(投資信託受益権の分割に係る発行者から の通知)

第58条の61 (略)

2 前項の通知は、分割の日の2週間前まで に、<u>所定の書面</u>により行わなければならな い。

3~5 (略)

(投資信託受益権の併合に係る発行者から の通知)

第58条の66 (略)

2 前項の通知は、併合の日の2週間前まで に、<u>所定の書面</u>により行わなければならな い。

3~5 (略)

(証明書の取扱い等)

第68条の2 加入者は、法第86条第3項法 第115条、第117条、第118条及び124条 において準用する場合を含む。)本文の規 定により、その直近上位機関に対し、当該 直近上位機関が備える振替口座簿の自己 口に記録又は記載されている短期社債等 又は一般債について法第68条第3項各号 号(法第115条、第117条、第118条及び 第124条において準用する場合を含む。) に掲げる事項を証明した書面(以下「証明 書」という。)の交付を請求することがで きる。ただし、当該短期社債等又は一般債 について、既に証明書の交付を受けた者で あって、当該証明書を当該直近上位機関に 返還していないものについては、この限り でない。

2 加入者は、前項の規定による請求をする 場合には、当該請求を受ける当該直近上位 機関に対し、次に掲げる事項を<u>示さ</u>なけれ ばならない。

(1)~(4) (略)

3~5 (略)

6 機構加入者は、加入者に証明書の交付を 行った場合又は前2項の通知を受けた場合 には、直ちに、機構に対し、その旨、当該 証明書又は通知の対象となった短期社債 等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該 短期社債等又は一般債の銘柄が記録され ている機構が備える振替口座簿における 区分口座を規則で定める方法により通知 しなければならない。

7 (略)

8 機構は、機構加入者に証明書の交付を行う場合又は機構加入者から第6項の通知を受けた場合には、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該短期社債等又は一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替、抹消及び償還金の支払いが行われないようにするために必要な措置を行うとともに、当該短期社債等の銘柄の発行者(支払代理人が選任されている場合には、支払

(法第 115 条、第 117 条、第 118 条及び第 124 条において準用する場合を含む。)に掲げる事項を証明した書面(以下「証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、当該短期社債等又は一般債について、既に証明書の交付を受けた者であって、当該証明書を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

2 加入者は、前項の規定による請求をする 場合には、当該請求を受ける当該直近上位 機関に対し、次に掲げる事項を<u>記載した所</u> <u>定の請求書を提出し</u>なければならない。

(1)~(4) (略)

3~5 (略)

6 機構加入者は、加入者に証明書の交付を 行った場合又は前2項の通知を受けた場合 には、直ちに、機構に対し、その旨、当該 証明書又は通知の対象となった短期社債 等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該 短期社債等又は一般債の銘柄が記録され ている機構が備える振替口座簿における 区分口座を書面により通知しなければな らない。

7 (略)

8 機構は、機構加入者に証明書の交付を行う場合又は機構加入者から第6項の通知を受けた場合には、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該短期社債等又は一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替、抹消及び償還金の支払いが行われないようにするために必要な措置を行うとともに、当該短期社債等の銘柄の発行者(支払代理人が選任されている場合には、支払

代理人。以下この条において同じ。) 又は 一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証 明書又は通知に係る内容を規則で定める 方法により通知する。

9 機構は、機構加入者から証明書の返還が 行われた場合又は第7項において読み替え て準用する第 6 項の通知を受けた場合に は、前項の措置を解除するために必要な措 置を行うとともに、当該証明書又は通知の 対象となった短期社債等の銘柄の発行者 又は一般債の銘柄の支払代理人に対し、当 該証明書又は通知に係る内容を規則で定 める方法により通知する。

(振替口座簿の記録事項又は記載事項の証 明等)

第 70 条 機構加入者は、規則で定める方法 により、機構に対し、自己の機構加入者口 座に記録されている事項を証明した書面 の交付又は当該事項に係る情報を電磁的 方法により提供することを請求すること ができる。当該機構加入者口座に係る利害 関係人(法第277条に規定する利害関係を 有する者として政令で定めるものをいう。 以下この条において同じ。) についても、 正当な理由があるときは、同様とする。

2 (略)

3 機構加入者、加入者及び利害関係人は、 前2項の規定による請求をする場合には、 当該請求を受ける機構又は口座管理機関 に対し、次に掲げる事項を示さなければな らない。

(1)~(4) (略)

4 前項の場合において、利害関係人が当該 4 前項の場合において、利害関係人が当該

代理人。以下この条において同じ。) 又は 一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証 明書又は通知に係る内容を書面により通 知する。

9 機構は、機構加入者から証明書の返還が 行われた場合又は第7項において読み替え て準用する第 6 項の通知を受けた場合に は、前項の措置を解除するために必要な措 置を行うとともに、当該証明書又は通知の 対象となった短期社債等の銘柄の発行者 又は一般債の銘柄の支払代理人に対し、当 該証明書又は通知に係る内容を書面によ り通知する。

(振替口座簿の記録事項又は記載事項の証 明等)

第70条 機構加入者は、規則で定める方法 により、機構に対し、自己の機構加入者口 座に記録されている事項を証明した書面 の交付又は当該事項に係る情報を電磁的 方法であって一般振替機関監督命令第 24 条第1項第1号に掲げるものにより提供す ることを請求することができる。当該機構 加入者口座に係る利害関係人(法第277条 に規定する利害関係を有する者として政 令で定めるものをいう。以下この条におい て同じ。) についても、正当な理由がある ときは、同様とする。

2 (略)

3 機構加入者、加入者及び利害関係人は、 前2項の規定による請求をする場合には、 当該請求を受ける機構又は口座管理機関 に対し、次に掲げる事項を記載した請求書 <u>を提出し</u>なければならない。

(1)~(4) (略)

請求をするときは、その利害関係を明らかにする書面を提出しなければならない。

利害関係を明らか 請求をするときは、<u>当該請求書に、</u>その利ければならない。 害関係を明らかにする書面を<u>添付</u>しなければならない。

(差押え等の取扱い)

第70条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 機構加入者は、その備える振替口座簿の 自己口に記録又は記載されている社債等 について差押命令等による処分の制限に 関する通知の送達を受けた場合(当該社債 等が投資信託受益権の場合にあっては、第 5項に規定する機構が行う措置が明らかに 不要なときを除く。)又は前2項の通知を 受けた場合には、直ちに、機構に対し、そ の旨、当該送達を受けた通知又は前2項の 通知の対象となった社債等の銘柄及び金 額又は口数並びに当該社債等の銘柄が記 録されている機構が備える振替口座簿に おける区分口座を規則で定める方法によ り通知しなければならない。

4 (略)

5 機構は、その備える振替口座簿の自己口に記録されている社債等について差押命令等による処分の制限に関する通知の送達を受けた場合又は機構加入者から第3項の通知を受けた場合には、当該送達を受けた通知又は第3項の通知の対象となった社債等の銘柄及び金額又は口数並びに当該社債等の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替及び抹消(当該銘柄が短期社債等である場合には償還金の支払いを含み、一般債である場合には償還金の支払いを含み、一般債である場合には償還金(繰上償還金及び定時償還金を含む。)及び利金の支払いを含む。)が行われないようにするために

(差押え等の取扱い)

第70条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 機構加入者は、その備える振替口座簿の 自己口に記録又は記載されている社債等 について差押命令等による処分の制限に 関する通知の送達を受けた場合(当該社債 等が投資信託受益権の場合にあっては、第 5項に規定する機構が行う措置が明らかに 不要なときを除く。)又は前2項の通知を 受けた場合には、直ちに、機構に対し、そ の旨、当該送達を受けた通知又は前2項の 通知の対象となった社債等の銘柄及び金 額又は口数並びに当該社債等の銘柄が記 録されている機構が備える振替口座簿に おける区分口座を<u>書面</u>により通知しなければならない。

4 (略)

5 機構は、その備える振替口座簿の自己口に記録されている社債等について差押命令等による処分の制限に関する通知の送達を受けた場合又は機構加入者から第3項の通知を受けた場合には、当該送達を受けた通知又は第3項の通知の対象となった社債等の銘柄及び金額又は口数並びに当該社債等の銘柄が記録されている機構が記録されている機構が記録されている機構がにおける区分口座について、振替及び抹消(当該銘柄が短期社債等である場合には償還金の支払いを含み、一般債である場合には償還金(繰上償還金及び定時償還金を含む。)及び利金の支払いを含む。)が行われないようにするために

必要な措置を行うとともに、当該銘柄が短期社債等又は一般債であるときは、当該銘柄の支払代理人(短期社債等においては、支払代理人が選任されている場合の支払代理人に限る。以下この条において同じ。)に対し、当該送達を受けた通知又は第3項の通知に係る内容を規則で定める方法により通知する。

6 機構は、その備える振替口座簿の自己口に記録されている社債等について差押命令等の申立ての取下げ若しくは取消等に関する通知の送達を受けた場合又は第4項において読み替えて準用する第3項の通知を受けた場合には、前項の措置を解除するために必要な措置を行うとともに、当該送達を受けた通知又は第4項において読み替えて準用する第3項の通知の対象となった銘柄が短期社債等又は一般債であるときは、当該の銘柄の支払代理人に対し、当該送達を受けた通知又は第4項において読み替えて準用する第3項の通知に係る内容を規則で定める方法により通知する。

第70条の3 (略)

2 一般債が社債的受益権である場合には、 次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句に読み替えるものとす る。

読み替える	読み替えら	読み替える
規定	れる字句	字句
(略)	(略)	(略)
第 67 条第 2	利金	配当
項	の支払遅延	に関して、資
	が発生した	産の流動化

必要な措置を行うとともに、当該銘柄が短期社債等又は一般債であるときは、当該銘柄の支払代理人(短期社債等においては、支払代理人が選任されている場合の支払代理人に限る。以下この条において同じ。)に対し、当該送達を受けた通知又は第3項の通知に係る内容を<u>書面</u>により通知する。

6 機構は、その備える振替口座簿の自己口に記録されている社債等について差押命令等の申立ての取下げ若しくは取消等に関する通知の送達を受けた場合又は第4項において読み替えて準用する第3項の通知を受けた場合には、前項の措置を解除するために必要な措置を行うとともに、当該送達を受けた通知又は第4項において読み替えて準用する第3項の通知の対象となった銘柄が短期社債等又は一般債であるときは、当該の銘柄の支払代理人に対し、当該送達を受けた通知又は第4項において読み替えて準用する第3項の通知に係る内容を書面により通知する。

第70条の3 (略)

2 一般債が社債的受益権である場合には、 次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句に読み替えるものとす る。

読み替える	読み替えら	読み替える
規定	れる字句	字句
(略)	(略)	(略)
第 67 条第 2	利金	配当
項	の支払遅延	に関して、資
	が発生した	産の流動化

	場合(社債等	に関する法
	に係る償還	律施行令 <u>(平</u>
	金及び利金	成 12 年政令
	の支払いに	<u>第 479 号)</u> 第
	ついて猶予	52 条第 2 項
	期間がある	第 5 号に規
	銘柄につい	定する事由
	ては、当該期	が発生した
	間の満了し	場合には、
	た日までに	
	支払いがな	
	されなかっ	
	た場合)に	
	は、	
(略)	(略)	(略)

	場合(社債等	に関する法
	に係る償還	律施行令第
	金及び利金	52 条第 2 項
	の支払いに	第 5 号に規
	ついて猶予	定する事由
	期間がある	が発生した
	銘柄につい	場合には、
	ては、当該期	
	間の満了し	
	た日までに	
	支払いがな	
	されなかっ	
	た場合)に	
	は、	
(略)	(略)	(略)

2.附則

この改正規定は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1.社債等に関する業務規程施行規則(平成 15年1月10日通知) (下線部分変更)

新

IΒ

(機構からの通知等に係る電磁的方法)

- 第2条 規程第6条第1項に規定する規則で 定めるものは、次<u>の各号に掲げる区分に従</u> <u>い、当該各号に定める方法</u>をいう。
 - (1) <u>規程第6条第1項第1号の通知等</u> 次 に掲げる方法
 - イ 機構が提供する統合Web機能を 利用するための端末装置(以下「統合 Web端末」という。)からの入出力
 - 口 発行者、発行代理人、支払代理人、 機構加入者、資金決済会社又は受託会 社のコンピュータ・システムによるデ ータ授受の方法のうち、そのデータを ファイルとして伝送する方式であっ て機構が適当と認めるもの(以下「フ ァイル伝送」という。)
 - 八 ファイル伝送以外の発行者、発行代理人、支払代理人、機構加入者、資金 決済会社又は受託会社若しくは日銀 ネット資金決済会社のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法 であって機構が適当と認めるもの(以下「CPU直結」という。)
 - 二 株式会社東京証券取引所が運用する Target システムのうち発行者、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社又は受託会社が電磁的方法によりアクセスすることによって通知等の受領、通知等の発出その他の機構が提供する機能を利用するための保振サイトと称するも

(情報の提供方法)

第2条 規程第6条第1項に規定する規則で 定めるものは、次に掲げるものをいう。

(1) 機構が提供する統合Web機能を利用するための端末装置(以下「統合Web端末」という。)からの入出力

- の(以下「Target 保振サイト」という。)を通じて通知等をする方法(以下「Target 保振サイト接続」という。)
- (2) <u>規程第 6 条第 1 項第 2 号の通知等</u> Target 保振サイト接続
- (3) <u>規程第6条第1項第3号の通知等</u> 次 に掲げる方法
 - イ 統合Web端末からの入出力
 - ロ ファイル伝送
 - 八 CPU直結
 - ニ Target 保振サイト接続
- (4) 規程第 6 条第 1 項第 4 号の通知等Target 保振サイト接続
- 2 前項第1号イから八まで及び同項第3号 イから八までに掲げる方法によるデータ 授受の時間、その制限及び通知等の日は、 別表1のデータの種別の区分に応じ、同表 の時間及び備考欄に定めるところによる。
- (障害発生時の取扱い)
- 第3条 機構は、前条<u>第1項第1号イから八まで及び同項第3号イから八まで</u>に規定する方法による情報の授受ができない状況にあり、又は困難な状況にあると認める場合には、発行者<u>(発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人</u>及び支払代理人)、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、速やかに次の各号に掲げる事項を通知する。
 - (1)~(4) (略)

- (2) 発行者、機構加入者、資金決済会社又 は受託会社のコンピュータ・システムに よるデータ授受の方法のうち、そのデー タをファイルとして伝送する方式であ って機構が適当と認めるもの(以下「フ ァイル伝送」という。)
- (3) ファイル伝送以外の発行者、機構加入 者、資金決済会社、日銀ネット資金決済 会社又は受託会社のコンピュータ・シス テムによるデータ授受の方法であって 機構が適当と認めるもの(以下「CPU 直結」という。)

(新設)

2 前項<u>各号</u>に掲げる方法によるデータ授 受の時間、その制限及び<u>規程第6条第3項</u> <u>に規定する</u>通知等の日は、別表1のデータ の種別の区分に応じ、同表の時間及び備考 欄に定めるところによる。

(障害発生時の取扱い)

第3条 機構は、前条に規定する方法による 情報の授受ができない状況にあり、又は困 難な状況にあると認める場合には、発行 者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネッ ト資金決済会社及び受託会社に対し、速や かに次の各号に掲げる事項を通知する。

(1)~(4) (略)

2 (略)

(同意書)

第4条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要 する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表 者届出印(Target 保振サイトを利用す る発行者にあっては、代表者の役職名及 び氏名に限る。)
 - (4) 代表者に代わって機構との間の手続 を行う代表者代理人の役職名及び氏名 並びに代表者代理人届出印(発行者が外 国又は外国法人の場合に限る。)
 - (5) 機構との間の社債等振替業に係る業 務の処理を担当する業務担当者及び当 該業務担当者の統括に当たる業務責任 者の役職名及び氏名(短期社債等の発行 者(第2条第1項第1号イから八まで及び 第3号イから八までに規定する方法によ り情報の授受を行うための手続を行っ ていない者に限る。)及び一般債の発行 者にあっては、業務担当者の役職名及び 氏名に限る。)
 - (6) Target保振サイトを利用する場合に は、Target保振サイトの利用申込に必要 な事項(既にTarget保振サイトを利用し ている場合を除く。)

<u>(7)</u> (略)

4 (略)

第2章の2 発行者、発行代理人、支払代理 人、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社 | 決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託 及び受託会社

2 (略)

(同意書)

第4条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要 する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表 者届出印
 - (4) 代表者に代わって機構との間の手続 を行う代表者代理人の役職名及び氏名 並びに代表者代理人届出印(代表者代理 人を選任する場合に限る。)
 - (5) 機構との間の社債等振替業に係る業 務の処理を担当する業務担当者及び当 該業務担当者の統括に当たる業務責任 者の役職名及び氏名(短期社債等の発行 者(第2条第1項各号に規定する方法に より情報の授受を行うための手続を行 っていない者に限る。)及び一般債の発 行者にあっては、業務担当者の役職名及 び氏名に限る。)

(新設)

<u>(6)</u> (略)

4 (略)

第2章の2 発行代理人、支払代理人、資金 会社

- (投資運用業の継続が困難となる事由が発生した場合の機構への届出の方法)
- 第4条の2規程第12条第6項に規定する規則で定める方法は、書面又は Target 保振サイト接続とする。

(発行代理人の申請手続)

第4条の2<u>の2</u> (略)

- 2 (略)
- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 代表者の役職名及び氏名

(削る)

(4) (略)

- (5) Target 保振サイトの利用申込に必要 な事項 (既に Target 保振サイトを利用 している場合を除く。)
- (6) (略)
- 4 (略)

(支払代理人の申請手続)

第4条の3 (略)

- 2 (略)
- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 代表者の役職名及び氏名

(削る)

(新設)

(発行代理人の申請手続)

第4条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 代表者の役職名及び氏名<u>並びに代表</u> 者届出印
 - (4) 代表者に代わって機構との間の手続 を行う代表者代理人の役職名及び氏名 並びに代表者代理人届出印(代表者代理 人を選任する場合に限る。)
 - <u>(5)</u> (略)

(新設)

- (6) (略)
- 4 (略)

(支払代理人の申請手続)

第4条の3 (略)

- 2 (略)
- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 代表者の役職名及び氏名<u>並びに代表</u> 者届出印
 - (4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名

(4) (略)

(5) Target 保振サイトの利用申込に必要 な事項 (既に Target 保振サイトを利用 している場合を除く。)

(6) (略)

4 (略)

(資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の4 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名

(削る)

<u>(4)</u> (略)

(5) Target 保振サイトの利用申込に必要 な事項(既に Target 保振サイトを利用 している場合を除く。)

(6) (略)

4 (略)

(日銀ネット資金決済会社の登録申請の手 続)

第4条の5 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名

並びに代表者代理人届出印(代表者代理 人を選任する場合に限る。)

<u>(5)</u> (略)

(新設)

(6) (略)

4 (略)

(資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の4 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名<u>並びに代表</u> 者届出印

(4) 代表者に代わって機構との間の手続 を行う代表者代理人の役職名及び氏名 並びに代表者代理人届出印(代表者代理 人を選任する場合に限る。)

<u>(5)</u> (略)

(新設)

(6) (略)

4 (略)

(日銀ネット資金決済会社の登録申請の手 続)

第4条の5 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表

(削る)

- (4) (略)
- (5) Target 保振サイトの利用申込に必要 な事項(既に Target 保振サイトを利用 <u>している</u>場合を除く。)
- (6) (略)
- 4 (略)

(受託会社の登録申請の手続)

第4条の6 (略)

- 2 (略)
- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要 する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 代表者の役職名及び氏名

(削る)

- <u>(4)</u> (略)
- (5) Target 保振サイトの利用申込に必要 な事項(既に Target 保振サイトを利用 している場合を除く。)
- (6) (略)
- 4 (略)

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第5条 (略)

- 2 · 3 (略)
- 4 前項第5号に規定する機構に届出を要 4 前項第5号に規定する機構に届出を要 する事項は、次に掲げる事項とする。

者届出印

- (4) 代表者に代わって機構との間の手続 を行う代表者代理人の役職名及び氏名 並びに代表者代理人届出印(代表者代理 人を選任する場合に限る。)
- (5) (略)

(新設)

- (6) (略)
- 4 (略)

(受託会社の登録申請の手続)

第4条の6 (略)

- 2 (略)
- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要 する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表 者届出印
 - (4) 代表者に代わって機構との間の手続 を行う代表者代理人の役職名及び氏名 並びに代表者代理人届出印(代表者代理 人を選任する場合に限る。)
 - <u>(5)</u> (略)

(新設)

- (6) (略)
- 4 (略)

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第5条 (略)

- 2 · 3 (略)
- する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) (2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名

(削る)

(4) (略)

(5) Target 保振サイトの利用申込に必要 な事項 (既に Target 保振サイトを利用 している場合を除く。)

(6) (略)

5~7 (略)

(間接口座管理機関の承認申請の手続) 第8条 (略)

- 2 規程第27条第2項に規定する書類は次に掲げる書類とする。ただし、第4号及び第5号の書面にあっては、法第44条第1項第13号に掲げる者であって、かつ、直近上位機関から開設を受けようとする口座が短期社債等又は一般債に係るものであることを明らかにした者に限り、提出することとし、第2号から第6号までに掲げる書類にあっては、機構がその提出を省略することができる。
 - (1) 次に掲げる事項を記載した約諾書
 - <u>イ</u> <u>規程及びこの規則並びに機構が講ず</u> <u>る必要な措置に従うこと。</u>
 - <u>ロ</u>機構が定める社債等振替業の業務処 理方法に従うこと。

(2)~(6) (略)

3 前項第6号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第4号に規定する事項にあっては、法第

- (1) (2) (略)
- (3) 代表者の役職名及び氏名<u>並びに代表</u> 者届出印
- (4) 代表者に代わって機構との間の手続 を行う代表者代理人の役職名及び氏名 並びに代表者代理人届出印(代表者代理 人を選任する場合に限る。)

(5) (略)

(新設)

(6) (略)

5~7 (略)

(間接口座管理機関の承認申請の手続) 第8条 (略)

- 2 規程第27条第2項に規定する書類は次に掲げる書類とする。ただし、第4号及び第5号の書面にあっては、法第44条第1項第13号に掲げる者であって、かつ、直近上位機関から開設を受けようとする口座が短期社債等又は一般債に係るものであることを明らかにした者に限り、提出することとし、第2号から第6号までに掲げる書類にあっては、機構がその提出を省略することができる。
 - (1) 振替口座簿を作成し、これを備えること、規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと並びに機構が定める社債等振替業の業務処理方法に従うことを記載した所定の書面

(2)~(6) (略)

3 前項第6号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

44 条第 1 項第 13 号に掲げる者であって、かつ、直近上位機関から開設を受けようとする口座が短期社債等又は一般債に係るものであることを明らかにした者に限り、届け出るものとする。

- (1) (2) (略)
- (3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表 者届出印<u>(Target 保振サイトを利用する間接口座管理機関にあっては、代表者</u> の役職名及び氏名に限る。)
- (4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名
- (5) (略)
- (6) Target 保振サイトを利用する場合に は、Target 保振サイトの利用申込に必 要な事項 (既に Target 保振サイトを利 用している場合を除く。)
- <u>(7)</u> (略)
- 4 規程第 27 条第 4 項に規定する規則で定 める方法は書面又は Target 保振サイト接 続とする。
- <u>5</u> (略)
- 6 (略)
- 第6節 信託の併合に係る記録手続の特例
- <u>(信託の併合に係る発行者からの通知の方</u> 法)
- 第 27 条の 59 の 2 規程第 58 条の 58 第 1 項 に規定する規則で定める方法は、書面又は Target 保振サイト接続とする。

第<u>7</u>節 投資信託受益権の分割及び併合に 関する記録手続 (1) (2) (略)

- (3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表 者届出印
- (4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名 並びに代表者代理人届出印(代表者代理 人を選任する場合に限る。)
- (5) (略)

(新設)

(6) (略)

(新設)

<u>4</u> (略)

<u>5</u> (略)

(新設)

(新設)

第<u>6</u>節 投資信託受益権の分割及び併合に 関する記録手続 (投資信託受益権の分割又は併合に係る発 行者の通知事項等)

第27条の60 (略)

2 規程第 58 条の 61 第 2 項又は規程第 58 条の 66 第 2 項に規定する規則で定める方 法は、書面又は Target 保振サイト接続と する。

第8節 口座処理の順位

(口座振替等の処理順位)

第27条の64 (略)

(社債等に関する重要な通知事項)

第28条 発行者は次の第1号から第7号までに掲げる事項若しくは第9号に掲げる事項について決定を行った場合又は次の第8号若しくは第10号に掲げる事実が発生した場合には、規程第67条第1項の規定により、機構に対し書面又はTarget 保振サイト接続により通知するものとする。

(1)~(10) (略)

2 投資信託受益権の発行者にあっては、前 項第7号に掲げる事項については、前項の 規定にかかわらず、第2条第1項<u>第3号イ</u> に規定する方法で、機構に対し通知するも のとする。

3 (略)

<u>(証明書に係る通知の方法)</u>

第 29 条の 2規程第 68 条の 2 第 6 項に規定する規則で定める方法は、書面又は Target保振サイト接続とする。

2 規程第 68 条の 2 第 8 項及び第 9 項に規 定する規則で定める方法は、書面とする。 (投資信託受益権の分割又は併合に係る発 行者の通知事項)

第27条の60 (略)

(新設)

第7節 口座処理の順位

(口座振替等の処理順位)

第27条の64 (略)

(社債等に関する重要な通知事項)

第28条 発行者は次の第1号から第7号までに掲げる事項若しくは第9号に掲げる事項について決定を行った場合又は次の第8号若しくは第10号に掲げる事実が発生した場合には、規程第67条第1項の規定により、機構に対し書面により通知するものとする。

(1)~(10) (略)

- 2 投資信託受益権の発行者にあっては、前 項第7号に掲げる事項については、前項の 規定にかかわらず、第2条第1項<u>第1号</u>に 規定する方法で、機構に対し通知するもの とする。
- 3 (略)

(新設)

(振替口座簿の記録証明書等の申請手続)

- 第31条 規程第70条第1項に規定する規則 で定める方法は、<u>原則として、第2条第1</u> <u>項第3号二に規定する方法により行うもの</u> とする。
- 2 規程第70条第1項に規定する利害関係 人が機構に対して同項に定める請求を行 うときは、機構に対して所定の請求書を提 出しなければならない。

(差押等に係る通知の方法)

- 第 31 条の 2規程第 70 条の 2 第 3 項に規定する規則で定める方法は、書面又は Target保振サイト接続とする。
- 2 規程第70条の2第5項及び第6項に規 定する規則で定める方法は、書面とする。

附則(平成18年5月11日通知)

(投資信託受益権の特例)

第2条 特例投資信託受益権のうち機構が 法第13条第1項の規定に基づき特例投資 信託受益権の発行者の同意を得たもので あって、振替受入簿に記録又は記載がされ たものについては、投資信託受益権とみな して、この改正規定による改正後の規則 (以下「規則」という。)の規定(<u>第4条</u> <u>の2の2</u>から第4条の4まで、第5章、第 5章の2、第27条の42及び第30条を除く。) を適用する。 (振替口座簿の記録証明書等の申請手続)

第31条 規程第70条第1項に規定する規則 で定める方法は、同項の請求をする者が同 条第3項に規定する請求書として、所定の 振替口座簿記録事項証明書等請求書を提 出する方法とする。

(新設)

(新設)

附則(平成18年5月11日通知) (投資信託受益権の特例)

第2条 特例投資信託受益権のうち機構が 法第13条第1項の規定に基づき特例投資 信託受益権の発行者の同意を得たもので あって、振替受入簿に記録又は記載がされ たものについては、投資信託受益権とみな して、この改正規定による改正後の規則 (以下「規則」という。)の規定(<u>第4条</u> <u>の2</u>から第4条の4まで、第5章、第5章 の2、第27条の42及び第30条を除く。) を適用する。

2.附則

この改正規定は、平成25年2月25日から施行する。

社債等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 社債等振替制度に係る手数料に関する規則(平成20年12月8日通知)(下線部分変更)

	() () () () () () () () () ()
新	旧
別表 社債等振替制度に係る手数料表	別表 社債等振替制度に係る手数料表
(別紙(新)参照)	(別紙(旧)参照)

2 附 則

この改正規定は、平成25年2月25日から施行する。

別表

社債等振替制度に係る手数料表

.短期社債等

- 1. (略)
- 3.その他サービス

- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•		
手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機	振替口座簿記録事項証	1 通につき 500 円
事項証明書交付	構加入者及び利害関係人	明書の作成・交付	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
手数料			に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
			また、郵送による交付の場合、送付1件につき、420円を加算する。
振替口座簿記録	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた	振替口座簿記録情報フ	1 ファイルにつき 500 円
情報ファイル提	機構加入者及び利害関係人	ァイルの作成・提供	ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁
供手数料			数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。
社債等に関する	社債等に関する業務規程第68条の2第1項に	社債等に関する業務規	1 通につき 500 円
業務規程第 68 条	基づく証明書の交付を受けた機構加入者	程第68条の2第1項に	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
の2第1項に基づ		基づく証明書の作成・	に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
く証明書交付手		交付	また、郵送による交付の場合、送付1件につき、420円を加算する。
数料			
情報照会料	口座処理明細画面又は銘柄一覧画面の情報照	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円
	会を行った発行者、発行代理人、支払代理人		
	及び機構加入者		
ダウンロード手	統合Web端末を利用して口座残高照会デー	データのダウンロード	1 件につき 100 円
数料	タ、口座処理明細照会データ、申請進捗管理	処理	
	データ又は銘柄情報提供データのダウンロー		
	ドを行った発行者、発行代理人、支払代理人		
	及び機構加入者		

4. (略)

- .一般債
- 1. (略)
- 3.その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた	振替口座簿記録事項証	1 通につき 500 円
事項証明書交付	機構加入者及び利害関係人	明書の作成・交付	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
手数料			に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
			また、郵送による交付の場合、送付1件につき、420円を加算する。
振替口座簿記録	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受け	振替口座簿記録情報フ	1ファイルにつき 500円
情報ファイル提	た機構加入者及び利害関係人	ァイルの作成・提供	ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁
供手数料			数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
元利金請求内容	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確	元利金請求内容情報及	1 通につき 500 円
情報及び決済予	認書の交付を受けた機構加入者及び支払代	び決済予定額情報確認	ただし、1 通の確認書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
定額情報確認書	理人	書の作成・交付	に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
交付手数料			また、郵送による交付の場合、送付 1 件につき、420 円を加算する。
元利金請求内容	元利金請求内容情報及び決済予定額情報フ	元利金請求内容情報及	1 ファイルにつき 500 円
情報及び決済予	ァイルの提供を受けた機構加入者及び支払	び決済予定額情報ファ	
定額情報ファイ	代理人	イルの作成・提供	
ル提供手数料			
社債等に関する	社債等に関する業務規程第68条の2第1項	社債等に関する業務規	1 通につき 500 円
業務規程第 68 条	に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	程第68条の2第1項に	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
の2第1項に基づ		基づく証明書の作成・	に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
く証明書交付手		交付	また、郵送による交付の場合、送付 1 件につき、420 円を加算する。
数料			
同意書に基づく	同意書に基づく証明書の交付を受けた機構	同意書に基づく証明書	1 通につき 500 円
証明書交付手数	加入者	の作成・交付	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
料			に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
			また、郵送による交付の場合、送付 1 件につき、420 円を加算する。
情報照会料	口座処理明細画面の情報照会を行った発行	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円
	代理人、支払代理人及び機構加入者		
ダウンロード手	統合Web端末を利用して口座処理明細デ	データのダウンロード	1 件につき 100 円
数料	ータ又は申請進捗管理データのダウンロー	処理	
	ドを行った発行代理人、支払代理人及び機構		
	加入者		

4. (略)

. (略)

.投資信託受益権

- 1. (略)
- 2. (略)
- 3.その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた	振替口座簿記録事項証	1 通につき 500 円
事項証明書交付	機構加入者及び利害関係人	明書の作成・交付	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に
手数料			当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
			また、郵送による交付の場合、送付1件につき、420円を加算する。
(略)			

4. (略)

社債等振替制度に係る手数料表

.短期社債等

- 1. (略)
- 2. (略)
- 3.その他サービス

の心グーレス			
数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
口座簿記録 振替口	替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機	振替口座簿記録事項証	1 通につき 500 円
証明書交付 構加 <i>)</i>	加入者及び利害関係人	明書の作成・交付	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
料			に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
口座簿記録 振替口	替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた	振替口座簿記録情報フ	1ファイルにつき 500円
ファイル提 機構加	講加入者及び利害関係人	ァイルの作成・提供	ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁
数料			数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。
等に関する 社債等	責等に関する業務規程第68条の2第1項に	社債等に関する業務規	1 通につき 500 円
規程第 68 条 基づく	づく証明書の交付を受けた機構加入者	程第68条の2第1項に	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
第1項に基づ		基づく証明書の作成・	に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
明書交付手		交付	
照会料 口座处	並処理明細画面又は銘柄一覧画面の情報照	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円
会を行	を行った発行者、発行代理人、支払代理人		
及び核	び機構加入者		
	合Web端末を利用して口座残高照会デー	データのダウンロード	1 件につき 100 円
タ、「	口座処理明細照会データ、申請進捗管理	処理	
データ	- タ又は銘柄情報提供データのダウンロー		
ドを行	を行った発行者、発行代理人、支払代理人		
及び核	び機構加入者		
規程第 68 条 第1項に基づ 明書交付手 照会料 会を行 及び合V クデータドを行	びく証明書の交付を受けた機構加入者	程第68条の2第1項に 基づく証明書の作成・ 交付 照会情報の作成・処理	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額と

- 4. (略)
- .一般債
- 1. (略)
- 2. (略)
- 3 .その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた	振替口座簿記録事項証	1 通につき 500 円
事項証明書交付	機構加入者及び利害関係人	明書の作成・交付	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
手数料			に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
振替口座簿記録	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受け	振替口座簿記録情報フ	1 ファイルにつき 500 円
情報ファイル提	た機構加入者及び利害関係人	ァイルの作成・提供	ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁
供手数料			数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率
元利金請求内容	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確	元利金請求内容情報及	1 通につき 500 円
情報及び決済予	認書の交付を受けた機構加入者及び支払代	び決済予定額情報確認	ただし、1 通の確認書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
定額情報確認書	理人	書の作成・交付	に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
交付手数料			
元利金請求内容	元利金請求内容情報及び決済予定額情報フ	元利金請求内容情報及	1ファイルにつき 500円
情報及び決済予	ァイルの提供を受けた機構加入者及び支払	び決済予定額情報ファ	
定額情報ファイ	代理人	イルの作成・提供	
ル提供手数料			
社債等に関する	社債等に関する業務規程第68条の2第1項	社債等に関する業務規	1 通につき 500 円
業務規程第 68 条	に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	程第68条の2第1項に	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
の2第1項に基づ		基づく証明書の作成・	に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
く証明書交付手		交付	
数料			
同意書に基づく	同意書に基づく証明書の交付を受けた機構	同意書に基づく証明書	1 通につき 500 円
証明書交付手数	加入者	の作成・交付	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円
料			に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面の情報照会を行った発行	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円
	代理人、支払代理人及び機構加入者		
ダウンロード手	統合Web端末を利用して口座処理明細デ	データのダウンロード	1 件につき 100 円
数料	ータ又は申請進捗管理データのダウンロー	処理	
	ドを行った発行代理人、支払代理人及び機構		
	加入者		

4. (略)

. (略)

.投資信託受益権

- 1. (略) 2. (略) 3.その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた	振替口座簿記録事項証	1 通につき 500 円
事項証明書交付	機構加入者及び利害関係人	明書の作成・交付	ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に
手数料			当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
(略)			

4. (略)

以 上

社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則の一部改正について

1 社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則(平成17年7月26日通知)

(下線部分変更) 新 IΒ (用語) (用語) 第2条 (略) 第2条 (略) 2 (略) 2 (略) (1)~(5) (略) (1)~(5) (略) (6) Target保振サイト接続 株式 (新設) 会社東京証券取引所が運用するTar getシステムのうち利用者が電磁的 方法によりアクセスすることによって 通知等の受領、通知等の発出その他の 機構が提供する機能を利用するための 保振サイトと称するもの(以下「Ta rget保振サイト」という。)を通 じて通知等をする方法をいう。 (利用者の機構システムの利用) (利用者の機構システムの利用) 第3条 (略) 第3条 (略) 2 利用者は、業務の処理を前項各号に掲げ (新設) る方法により行う場合には、所定の届出書 を機構に提出するものとする。この場合に おいて、当該届出書の提出は、Targe t 保振サイト接続又は機構が認める方法に より行うものとする。 3 利用者は、障害等により前項に規定する (新設) 提出のうちTarget保振サイト接続に よるもの(以下「Targetによる提出 事務」という。)ができない状況又は困難な 状況にあると機構が認める場合には、電磁 的媒体、ファクシミリ又は書面により行う ものとする。 4 (略) 2 (略) (Web接続) (Web接続) 第4条 Web接続のための回線設備の開設|第4条 利用者は、業務の処理をWeb接続 は、機構の定めるところに従い、利用者が により行う場合には、所定の届出書を機構 行うものとする。 に提出するものとする。 2 Web接続のための回線設備の開設は、 (削る)

<u>ものとする。</u>

機構の定めるところに従い、利用者が行う

(回線接続)

第7条 ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム接続(以下「ファイル伝送等」という。)に係る通信回線の接続(以下「回線接続」という。)のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(削る)

- (利用者の機構システムの利用に係る業務の 処理の委託等)
- 第12条 利用者は、機構が認める場合には、 機構システムの利用に係る業務の処理、T argetによる提出事務及びTarge t保振サイトを利用した業務の処理につい て、機構が認める範囲に限り、</u>他の者に委 託できるものとする。
- 2 前項の規定により、利用者からTarget保振サイトを利用した業務の処理を受託した者は、所定の届出書を機構に提出するものとする。
- 3 第1項の規定により利用者から機構システムの利用に係る業務の処理を受託した者(以下「計算会社等」という。)のコンピュータ・システムと機構システムとの間で授受したデータは、機構システムの利用に係る業務の処理を計算会社等に委託した利用者(以下「委託元利用者」という。)の利用者システムと機構システムとの間で授受したものとして取り扱うものとする。
- 4 計算会社等と機構との間で授受した<u>届出</u> <u>書</u>は、委託元利用者と機構との間で授受し たものとして取り扱うものとする。
- 5 (略)
- 6 委託元利用者は、第5条、第6条、第8条から第10条まで並びに前条第1項及び第2項の規定を計算会社等に遵守させるものとする。

(回線接続)

- 第7条 <u>利用者は、利用者システムと機構システムとの間につき、</u>ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム接続(以下「ファイル伝送等」という。)に係る通信回線の接続(以下「回線接続」という。)<u>を行う場合には、所定の届出書を機構に提出するもの</u>とする。
- 2 回線接続のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。
- (利用者の機構システムの利用に係る業務の 処理の委託等)
- 第12条 利用者は、機構が認める場合には、 機構システムの利用に係る業務の処理<u>を</u>他 の者に委託できるものとする。

(新設)

- 2 前項の規定により利用者から機構システムの利用に係る業務の処理を受託した者(以下「計算会社等」という。)のコンピュータ・システムと機構システムとの間で授受したデータは、機構システムの利用に係る業務の処理を計算会社等に委託した利用者(以下「委託元利用者」という。)の利用者システムと機構システムとの間で授受したものとして取り扱うものとする。
- 3 計算会社等と機構との間で授受した<u>書面</u> は、委託元利用者と機構との間で授受した ものとして取り扱うものとする。
- 4 (略)
- 5 委託元利用者は、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、前条第1項及び第2項の規定を計算会社等に遵守させるものとする。

7 (略) 6 (略)

2 附則

この改正規定は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

以 上